

熊本市市民との協働による鳥獣対策事業実施要綱

制定	令和	3年	6月22日	市長決裁
改正	令和	4年	3月10日	農水局長決裁
改正	令和	5年	3月13日	農水局長決裁
改正	令和	6年	3月22日	農水局長決裁
改正	令和	7年	4月24日	農水局長決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、本市の鳥獣対策を強化するため、自治会や地域の代表者を中心とした地域住民（以下「自治会等」という。）との連携及び協働の下で行う鳥獣対策事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業は、自治会等が行う有害鳥獣駆除活動に対し、市役所職員又は熊本市有害鳥獣駆除隊が専門的な助言及び指導を行うとともに、本市が保有する有害鳥獣駆除のための用具を貸し出すことにより実施する。

(応募要件)

第2条 事業に応募できる自治会等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) イノシシ、ニホンジカ及びニホンザル（以下「イノシシ等」という。）による被害が発生している地域又はその被害の発生が予想される地域において、代表者を中心とした組織を構成し、専門家である熊本市有害鳥獣駆除隊や市役所職員の助言及び指導を受け、住宅地への出没や人的被害及び家庭菜園等の被害を未然に防止する取組を推進しようとする自治会等であること。
- (2) 自治会等は、同一自治会内に居住、若しくは同一地域に勤務する満18歳以上の者10人以上の構成員で構成することとし、構成員の中から代表及び副代表をそれぞれ1人選任すること。この場合において、代表は自治会等を統括する者を選任すること。
- (3) 狩猟免許を所持している会員は、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により生じた損害について賠償できるよう、狩猟災害共済又は損害保険等（いずれも保険金額3,000万円以上）に必ず加入していること。

(事業への参加の申請と事業の決定)

第3条 事業に参加しようとする自治会等は、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 構成員届出書（様式第4号）
- (4) 被害状況が分かる資料（写真等）
- (5) 必要に応じて狩猟災害共済又は損害保険（保険金額3,000万円以上）等、加入を証明できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長に前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ
て行う現地調査により、当該申請の内容を審査し、事業の開始を決定した者につい
ては、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業決定通知書（様式第5号）により通
知するものとする。

3 市長に前項の審査の結果、事業を行わないと決定した者には、熊本市市民との協
働による鳥獣対策事業の選定について（様式第6号）により通知するものとする。
（活動区域）

第4条 前条第2項の事業の決定通知を受けた自治会等（以下「事業団体」という。）
の活動区域は、原則としてイノシシ等の被害が出ている町内とする。

2 前項の規定にかかわらず、有害鳥獣駆除活動の実施に伴う影響が他の町内に及ぶ
可能性がある場合は、当該他の区域の自治会等と協議の上、活動区域を広げること
ができる。

（用具の貸与）

第5条 市長は、事業団体に対し、次項各号に掲げる用具（以下「用具」という。）
を貸与することができる。

(1) イノシシ等捕獲用箱わな（以下「箱わな」という。）

(2) ネットランチャー（カートリッジについては自治会等の負担とする。）

(3) 電気柵（周囲300m×2段）

(4) LEDライト

(5) その他（追払い資材等）

2 前項の規定による用具の貸与は、熊本市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関す
る条例（昭和39年条例第15号）第8条の規定により、無償とする。

（貸与の条件）

第6条 前条第1項の規定により用具を貸与するに当たっては、次に掲げる条件を付
すものとする。

(1) 用具の貸与は、市の業務に支障のない範囲で貸与すること。

(2) 貸与する用具の数量の限度は、その都度定めるものとする。

(3) 貸与する用具の管理は、事業団体で行うこと。

(4) 貸与した箱わなの見回り、運搬及び設置等は、事業団体で行うこととし、箱
わなを設置する期間は、事業団体が毎日見回りを行うこと。

(5) 事業団体に貸与された用具は、他者へ転貸しないこと。

(6) 事業団体に貸与された用具を他の用途に使用しないこと。

(7) 事業団体に貸与した用具を破損したときは、通常の使用により破損等が生じ
た場合を除き、事業団体が用具の実費を弁償しなければならない。

(8) 事業団体に貸与した用具を紛失したときは、事業団体が用具の実費を弁償し
なければならない。

（遵守義務）

第7条 事業団体は、本条第6項までに掲げる事項のほか、その活動において、関係
法令を遵守しなければならないこととする。

- 2 事業団体は、安全対策に十分留意し、事故が起こることがないように努めなければならないこととする。
- 3 事業団体は、事業の実施において事故や怪我等（第三者に係るものを含む。）が発生した場合は、第2条第3号に規定する保険等により対応をするものとする。
- 4 事故や怪我等（第三者に係るものを含む。）が発生した場合は、直ちに市長に報告するとともに、事業団体が責任をもって対応するものとする。この場合において、市は、事故や怪我等（第三者に係るものを含む。）について全ての責任を負わない。
- 5 事業団体は、捕獲した野生鳥獣を現場に放置することなく、適正に処理しなければならないこととする。
- 6 事業団体は、構成員に変更がある場合は、構成員変更届出書（様式第7号）により変更後の構成員を速やかに市長に届け出なければならないこととする。

（事業の実施期間等）

第8条 事業の実施期間は、申請書を提出した年度の末日までとする。

- 2 事業団体は、事業完了後30日以内に熊本市市民との協働による鳥獣対策事業実績報告書（様式第8-1号）、事業実績報告書（様式第8-2号）及び熊本市市民との協働による鳥獣対策事業完了届（様式第9号）を市長に提出するものとする。
- 3 事業団体が翌年度も継続して事業を実施する場合は、改めて第3条第1項の規定による申請を行わなければならないこととする。
- 4 市長は、事業団体から熊本市市民との協働による鳥獣対策事業完了届の提出があったときは、用具を検査しなければならない。
- 5 事業団体が継続して事業を実施する期間は、原則として3年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（事業の中止）

第9条 事業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項による当該事業団体に係る事業決定を取り消すことができることとする。

- (1) 第6条に規定する用具の貸与の条件に違反する行為があった場合
 - (2) 第7条に規定する遵守事項に違反する行為があった場合
 - (3) 事業の執行に当たり、法令違反又は不正な行為があった場合
- 2 事業決定の取消しを受けた事業団体は、次年度以降の申請ができないものとする。

（事業の辞退）

第10条 事業団体は、都合により事業期間中に事業を辞退しようとする場合は、辞退届（様式第10号）を市長へ提出しなければならないこととする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 4 日から施行し、4 月 1 日より適用する。